

# 道の駅「つの」出荷販売に関する規程

(平成24年規程第1号)

## 1 趣 旨

この規程は、道の駅「つの」出荷者協議会規約の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 出荷者の要件

直売所の出荷者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 協議会の会員である者
- (2) 運営会社が示す生産履歴などのルール等を着実に履行する者

## 3 出荷者の資格取得

新規会員の登録は、運営委員会の審査を経るものとし、同時に協議会の会員でなければならない。

## 4 出荷者

出荷者は、計画的で安心安全な農（畜）林水産物の生鮮品の生産及び加工品の製造を行い、出荷者相互の連携による直売所への安定供給など、直売所の円滑な運営を図る協力をしなければならない。

## 5 事故の責任

- (1) 販売品等で事故もしくは苦情等が生じた場合には、出荷者の責任とする。なお、問題等が解決するまでの間は、その出荷者に対し、運営会社が出荷停止を命じる場合がある。
- (2) 販売品の破損及び紛失等は、原則として出荷者の負担とする。
- (3) 販売品に対する苦情があった場合、引換商品の代金及び送料については出荷者から徴収する。
- (4) 協議会会長は、本会の信用を失墜する行為が出荷者にあった場合は、協議会の運営委員会及び運営会社との協議に基づき出荷停止または、除名等の処分を別表1に基づいてすることができる。
- (5) 出荷停止期間を過ぎて、出荷者が再出荷申請書を提出した場合、現地確認の上、協議会の運営委員会および運営会社の協議に基づき再出荷の可否を判断するものとする。

## 6 生産出荷計画

- (1) 出荷者は、毎年、品目別に出荷時期、数量等の生産出荷計画を作成し、協議会に提出するものとする。
- (2) 協議会は、出荷者から提出された生産出荷計画を調整とりまとめのうえ、運営会社に提出するものとする。

## 7 出荷調整

運営会社は、直売所において品不足や余剰が起きないように、協議会と調整を図るものとする

## 8 安心安全への取り組みと法令の遵守

- (1) 出荷者は、出荷物の生産の際の作業日誌（生産履歴）などを運営会社に提出しなければならない。
- (2) 加工品等の製造及び販売は、食品衛生法等関連法令を遵守し、所定の手続きを行った有資格者の製品・商品でなければ、出荷できないこととする。
- (3) 有資格者は、許可証の写しを運営会社に提出しなければならない。

## 9 販売品

- (1) 直売所の販売品は、次の各号に定めるものとする。
  - ① 出荷者から委託販売された農（畜）林水産物とその加工品、製造品。
  - ② 出荷者の登録品目以外、または登録品目であっても時節的に不足しているものを運営会社が仕入れ販売する農（畜）林水産物及び加工品、製造品並びに土産品など。
- (2) その他、施設管理者が地域振興上、必要と認めたもの。
- (3) (1) ①の規定にかかわらず、運営会社が適さないと判断したものは、協議会と協議し販売を中止することができる。
- (4) 出荷物は、レジ通過時点での数量をもって販売実績とする。

## 10 加工品、製造品の仕入販売

会員以外の加工品、製造品等を取り扱う納入業者は、都農町商工会に加入しなければならない。

## 11 販売価格等

- (1) 販売品の価格は、原則として出荷者が定めることとするが、運営会社が示す参考価格や近隣直売所等の小売価格を参考に設定するものとする。
- (2) 販売品の価格は消費税の改正により10円単位、1円単位で設定する。
- (3) バーコードシールは、各人で管理、貼付することとし、その代金は1枚につき1円とし出荷者負担とする。

## 12 販売手数料

委託販売の販売手数料は、別表2に定めるものとする。

## 13 代金清算

- (1) 指定金融機関は、原則として尾鈴農業協同組合都農支所または本所とする。但し水産部門については都農町漁協本所とする。
- (2) 代金の清算は、毎月1回（月末締め、翌月15日に清算）とし、出荷者指定の口座に振り込む。その際に発生する振込手数料は株式会社都農まちおこし屋が負担する。
- (3) 年末にかかる清算については、その都度事前に通知する。

#### 14 営業時間及び定休日

- (1) 直売所の営業時間・定休日は、別表3に定める。
- (2) 営業時間は、季節催事やイベントなどによって変更を行う場合がある。

#### 15 商品の搬入、陳列、補充及び引き取り

出荷者は、委託販売品の搬入、補充及び引き取りについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 搬入、補充及び引き取りについては、別表4を基準とし、直売所の担当者の指示に従うものとする。
- (2) 搬入時間は、午前7時15分から閉店時間までとする。
- (3) 陳列は、直売所の担当者の指示に従い、出荷者としてのマナーを守るものとする。
- (4) 販売品の補充については、直売所の担当者と調整のうえ、随時行う。
- (5) 販売に適さないものは、原則として翌日の出荷時間内に各出荷者の責任において引き取るものとする。
- (6) 常に清潔な販売スペースを確保するため、出荷箇所の清掃は自ら自主的に行うものとする。

##### 附 則

- 1 この規程は、平成24年12月6日から施行する。
- 2 平成25年4月30日一部改正し同日施行する。
- 3 平成26年3月19日一部改正し同日施行する。
- 4 平成27年4月29日一部改正し同日施行する。
- 5 平成28年4月29日一部改正し同日施行する。
- 6 令和4年6月20日一部改正し同日施行する。

【別表1】道の駅「つ」出荷者協議会処分基準

道の駅つのお出荷者協議会処分基準

この処分基準は、道の駅つのお出荷販売に関する規程の5事故の責任について、出荷品の品質を向上させ利用者から信頼される会であるために定めるものとする。

道の駅つのお出荷販売に関する規程  
 5 事故の責任  
 (4)協議会会長は、本会の信用を失墜する行為が出荷者にあった場合は、協議会の運営委員会及び運営会社との協議に基づき出荷停止または、除名の処分をすることが出来る。

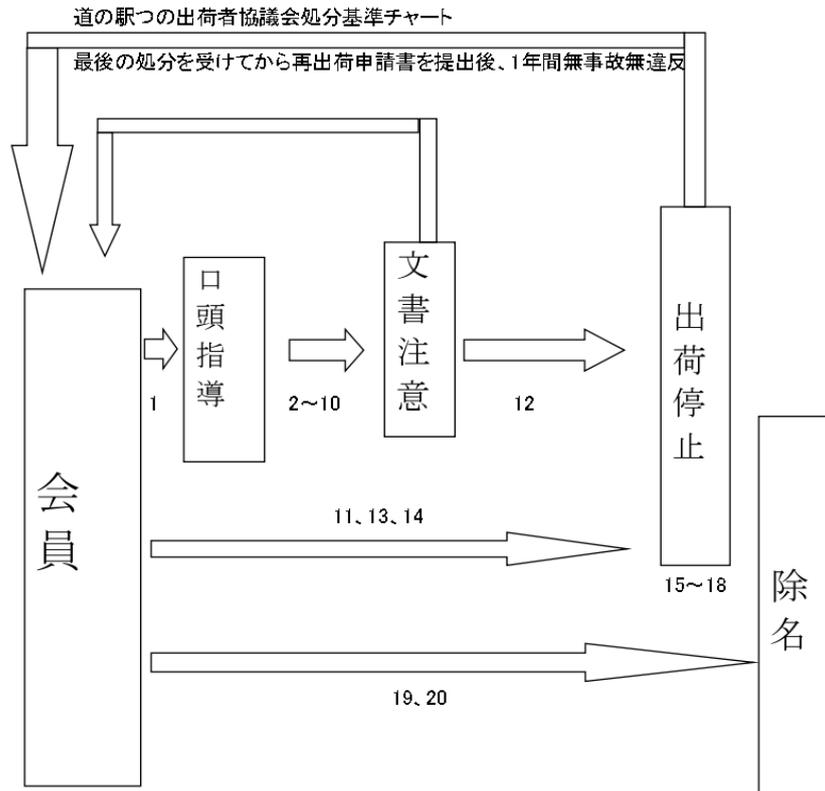
1 処分基準

項 目	処 分
1 出荷した商品に対して初めてクレームがあった場合	口頭指導
2 味付け等技術不足による苦情	文書注意
3 中の餡や汁が出ている等の包装上の苦情	文書注意
4 異物の混入による苦情(髪の毛や虫などが入っている)	文書注意
5 量目不足による苦情	文書注意
6 表示の不正(期限の書き直し、未記入、過大表現、原材料を偽るなど)	文書注意
7 不良品(野菜、加工品、工芸品、花き等を問わず、出荷者の過失による不良品が発生した場合)	文書注意
8 協議会規約及び出荷販売に関する規程の違反	文書注意
9 作業日誌の事実と反する記入等が判明した場合	文書注意
10 その他文書で注意すべきと判断された事案	文書注意
11 商品の腐敗	出荷停止2週間
12 文書注意2回目	出荷停止2週間
13 その他出荷停止2週間の処分をすべきと判断された事案	出荷停止2週間
14 残留農薬が検出された場合	出荷停止1か月
15 出荷停止が2週間が2回目	出荷停止1か月
16 出荷停止が1か月が2回目	出荷停止3か月
17 出荷停止が3か月が2回目	出荷停止6か月
18 出荷停止が6か月が2回目	出荷停止1年
19 本人が法にそむく罪を犯し処罰され社会の信用を失った場合	除名
20 その他除名をすべきと判断された事案	除名

\* 出荷停止とは、処分を受けた出荷者の全商品を停止することとする。  
 \* 除名を除き1年間無事故無違反の者に対しては第1段階からの適用とする。

2 処分解除手続き

出荷停止期限を過ぎた場合、出荷者が再出荷申請した場合は、道の駅つのお出荷販売に関する規程の5 事故の責任の(4)の協議に基づき再出荷の可否を決定できるものとする。



【別表 2】 委託販売の販売手数料

冷凍・製造・製氷機器の使用	品 目	手数料率(%)
使用しない	野菜、果物などの農産物	15
	椎茸、竹の子などの林産物	
	水産物	
	加工品、製造品	
使用する	野菜、果物などの農産物	18
	椎茸、竹の子などの林産物	
	水産物	
	加工品、製造品	
工 芸 品/手 芸 品		品目に応じて協議

【別表 3】 直売所の営業時間・定休日

区分	営業時間	店休日(営業日)
通 年	9:00 ~ 18:00 (搬入時間は7:15~閉店まで)	無(毎日営業) 施設理由により 臨時休業あり

【別表4】

## 販売期間表(限度日)

商品の販売期間を下表の通り定め、販売期間を過ぎた商品は販売しないこととする。

ただし、販売期間内であっても、道の駅「つの」従業員にて商品の傷みが著しいと判断したものについては返品するものとする。

種類	品物例				限度日
葉菜類	・キャベツ	・小松菜	・水菜	・にら	2日
	・白菜	・ほうれん草	・レタス	・空芯菜	
根菜類	・大根	・生姜	・ごぼう		3日
	・人参	・カブ	・ラディッシュ		
果菜類	・トマト	・ナス	・へちま		3日
	・ピーマン	・きゅうり			
	・かぼちゃ				
豆類	・枝豆	・さやいんげん	・落花生		2日
	・そら豆	・さやえんどう	・グリーンピース		
芋類	・じゃがいも	・山芋	・長いも		7日
	・里芋	・さつま芋			14日
菌茸類	・椎茸				2日
その他	・たけのこ				2日
	・卵				2日
果実的野菜	・イチゴ				2日
	・スイカ	・メロン	・アケビ		3日
果実1	・ぶどう	・マンゴー	・みかん		3日
	・桃	・ブルーベリー	・いちじく	・柿	
果実2	・栗				3日
	・カリン				
加工品	・お弁当	・お惣菜			当日
	・パン	・もち類			3日
	・漬物	・			3日
	・小麦粉	・そば粉			1か月
	・もち粉	・米粉			
	・製茶				3か月
穀物類	・精米	・玄米	・もち米		1か月
	・黒米	・赤米			
乾物類	・乾燥椎茸	・干したけのこ			3か月
苗物	・花苗	・野菜苗			1か月
切り花・花木類					3日
鉢物・苗木					1か月
工芸品・手芸品					3か月

上記に記載されていない商品については、道の駅「つの」従業員の判断によるものとする。